

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5部－第1 地域福祉の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティーネット機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきています。一方で、地域における課題は、社会的な孤立や孤独など様々な問題が複雑にからみ合い多様化しており、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための新たな支え合い(共助)の仕組みづくりが求められています。

そこで、市は「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域における「新たな支え合い(共助)」の仕組みである「地域ケアネットワーク」の推進に取り組み、平成26年度、市内7住区すべてに地域ケアネットワークを設立し、それぞれの活動支援を行っています。また、地域福祉活動を推進する担い手として、傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター(注1)などの福祉人財を養成するとともに、その活動を支援しています。さらに、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援の仕組みづくりに努めるとともに、地域での見守りや安否確認を協働して行うため、民生・児童委員をはじめ地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、見守り協力団体等との連携を強化し、見守りネットワーク事業に取り組んでいます。

今後は、市内7住区すべてに設立した地域ケアネットワークの活動の充実と発展に向けた支援や、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認や避難支援を行うための共助による支援の仕組みづくり(災害時避難行動要支援者支援事業)を確立し、支援を行うことが課題です。

(注1)地域福祉ファシリテーター:地域の福祉課題の発見と解決の手法や、地域で新しい交流を広げようとするときに必要な知識を学び、地域の福祉課題解決に向けた地域住民の様々な活動が広がるように、黒衣(くろこ)的な役割を担う地域福祉の推進者のことをいいます。

● 施策の方向

地域においてすべての市民が共に支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくりをめざし、すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力(自助)」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動(共助)」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策(公助)」が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。

具体的には、「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み(地域ケアネットワーク、災害時避難行動要支援者支援事業や見守りネットワーク事業等)の拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の連携や福祉人財の養成を進め、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざします。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	23,060人	23,500人	24,600人
地域ケアネットワークの設立住区数及び活動の充実	4住区	7住区	充実・発展	充実・発展

各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする地域福祉活動の参加者数(延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO法人)による「支え合う福祉」の目安となる指標です。平成26年度に全住区で設立された地域ケアネットワークについては、活動の充実と発展をめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・市民、福祉団体・福祉施設関係者は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、さまざまな課題の解決に向けて、個人やその家族の努力や住民同士が力を合わせる助け合い、支え合い、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進します。
- 市の役割
 - ・市は、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくとともにその活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる福祉人財の養成とその活動を支援します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の改定等と推進

(1)健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進	①健康福祉総合条例の改正の検討
(2)「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進

2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

(1)コミュニティ創生の推進	◎ ①コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みの展開 (「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照)
(2)「支え合い」の仕組みづくり	◎ ①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
	◎ ②災害時避難行動要支援者支援事業の推進
	◎ ③見守りネットワーク事業の推進
	◎ ④買物環境の整備 (「第2部-第4 商業環境の整備」参照)
	※ ⑤地域交流、多世代交流の推進
(3)福祉人財の育成	◎ ①福祉人財の養成と活動支援
(4)ボランティア活動の推進	◎ ①上連雀分庁舎(仮称)の整備 (「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照)
	※ ②ボランティア活動の推進

3 安心して暮らせる地域づくり

(1)バリアフリーのまちづくりの推進	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 住環境の改善」参照)
	◎ ②障がい者差別解消の取り組み (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照)
	※ ③バリアフリーガイドの充実
	④すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン(注1)の研究と推進
(2)心のバリアフリーの推進	※ ①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実 ②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)利用しやすい移動手段の確保	①福祉有償運送事業者への支援
	②リフト付きタクシーへの支援

(4)住宅の整備促進	①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
	②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

4 福祉を支える環境整備

(1)保健・福祉施設の拠点整備	◎ ①福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
(2)利用者の利便性の向上と情報提供の充実	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実
	※ ②福祉総合案内の充実
	③苦情・相談体制の整備
	④わかりやすい情報提供の充実
(3)サービスの質の向上	※ ①第三者評価事業の推進と支援
	※ ②社会福祉法人に対する指導検査の充実

5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1)市民墓地・市民葬祭場の設置検討	①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
--------------------	------------------

6 推進体制の整備

(1)保健・医療・福祉の連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携
(2)関係団体等との連携	※ ①関係団体等との連携による施策の充実

(注1)ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障がいを取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすものです。

V 主要事業

1-(2)-① 「健康福祉総合計画 2022」の改定と推進

「健康福祉総合計画 2022」を改定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「健康福祉総合計画 2022」の改定と推進	改定、推進	推進	改定	推進	→		改定・推進

2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク推進事業」については、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。また、今後の事業展開について、各ケアネットの主体性がより発揮できるよう、運営体制の充実を含めた効果的な事業のあり方を関係団体と協議・検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	事業と支援の 拡充	7住区設立	充実・ 発展		→		

2-(2)-② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき作成した高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署など避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図るとともに、平常時からのゆるやかな見守りなど、「コミュニティ創生」の取り組みのひとつである市民相互の支え合いの仕組みづくりに取り組む町会・自治会等の拡充を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
災害時避難行動要支援者支援事業の推進	推進	名簿作成	推進				→

2-(2)-③ 見守りネットワーク事業の推進

住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体などと協働で、「孤立死」などを防ぐため、市民の緊急事態などに対応する見守りの仕組み「見守りネットワーク事業」を推進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
見守りネットワーク事業の推進	充実	推進	充実				→

2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら取り組みを進めます。また、学生や元気高齢者の社会参加を含めた新たな担い手の確保に努めるとともに、福祉人財の活動を支援します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
福祉人財の養成と活動支援	協働による福祉の人財育成	人財養成・活動支援	活動支援 人財養成				→

4-(1)-① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センター(仮称)の保健・福祉施設が新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に整備されることに伴い、同施設内に整備される他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実	機能の充実	検討	準備 検討	→	機能 開設 充実	機能 充実	→

6-(1)-① 保健・医療・福祉の連携

市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、接骨師会、栄養士会、歯科衛生士団体、保健所、地域包括支援センター等が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取り組みを進めるとともに、ネットワーク化による機能の充実を図ります。

また、福祉サービスを行う事業者、NPO法人、ボランティア団体等関係機関との連携を進め、保

健・医療・福祉に関する総合的な施策展開を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
保健・医療・福祉の 連携	連携の推進	検討	機能の 充実				→

VI 推進事業

2-(2)-⑤ 地域交流、多世代交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO 法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・多世代交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

2-(4)-② ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会(ボランティアセンター)やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

3-(1)-③ バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置等のバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを随時見直し、充実を図ります。

3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

4-(2)-② 福祉総合案内の充実

手話通訳者等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉、保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

4-(3)-② 社会福祉法人に対する指導検査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導検査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的には、ほのぼのネット活動(小地域福祉ネットワーク活動)等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

健康福祉総合計画 2022